答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、平成30年10月15日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当 であると主張しているものと解される。

本件処分による返還決定額は請求人が受給した保護費を上回っている。また、処分庁は、返還請求に当たり事後的に障害年金を収入認定したが、当該認定に係る不備は処分庁の落ち度によるものである。さらに、母から相続した財産はあくまで請求人が受け取るべき財産である。したがって、相続財産と障害年金を返還するいわれはなく、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の 規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和元年 8月28日	諮問
令和元年10月17日	審議(第38回第1部会)
令和元年11月15日	審議(第39回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定する。

法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと規定する。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとすると規定し、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入(就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入

以外の収入)がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の 実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。)と解されている。

また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日 付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」 という。)問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力 はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情が ある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低 生活に充足できるようになった段階で既に支給した保護金品と の調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度 として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとして いる。したがって、保護金品には、生活扶助及び住宅扶助のよ うな金銭給付によるもののほか、現物給付により行うことを原 則とする医療扶助も含まれることになる(法11条、31条、 33条、34条)。 なお、法63条の「急迫の場合等」における「等」について、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて、不当に高額の決定をした場合等である。」と解されている(社会福祉法人全国社会福祉協議会刊 小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)」649頁)。

- (3) 資力としての認定時期・認定額について ア 相続金
 - (ア) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法882条及び896条)とされ、共同相続人は協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずるもの(民法909条)とされている。

したがって、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている(問答集問13-6・答(2)参照)。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することされ、また、同・(ウ)によれば、(ア)の収入を得るために必要な経費については、その実際の必要額を認定するこ

ととされている。そうすると、(ア)の収入を得るために必要な経費は贈与等による金銭の受給額から控除することが認められているものと解される。

そして、相続は、被相続人の死亡を原因としたものではあるものの、対価の給付を伴わずに被相続人の財産が一方的に相続人に移動する点において、贈与と類似したものであると解されることから、上記贈与等の収入認定及び必要な経費の控除に係る取扱いは相続における各種経費の控除についても同様に適用されると解される。

イ 障害年金

- (ア) 次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、年金については、その実際の受給額を認定することとされ、また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知)第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。
- (イ) もっとも、障害基礎年金に関する国民年金法18条2項及び障害厚生年金に関する厚生年金保険法36条3項によれば、障害年金については「毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。」と定められていることから、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、支払月の各前々月及び前月1日となると解され、例えば6月期に支給された障害年金であれば、4月相当分は4月1日に資力として発生したものと、5月相当分は5月1日に資力として発生したものとして、それぞれ認定することとなる。

2 本件処分について

(1) 母からの相続財産

- ア まず、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充足できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるとされているところ(上記1・(2))、請求人は、もともと母の資産であった銀行預金及び高額介護合算療養費を母の死亡により相続し、請求人の資産としたのであるから、母からの相続財産は法63条の資力に該当するといえる。
- イ 次に、相続により財産を取得することとなった場合、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきであるところ(上記1・(3)・ア・(7))、本件においては、母は平成26年10月24日に死亡したことから、母の死亡に伴う相続により生じた相続財産(母の銀行預金1,605,333円及び本件合算療養費12,214円)に係る資力は、それぞれ母の死亡日である平成26年10月24日に発生したものと認められる。

なお、処分庁が平成28年6月1日付けで収受した請求人の収入無収入申告書は、相続金として1,604,469円が記載されているところ、母の預金通帳には1,605,3 33円が記帳されており、そうすると、請求人の相続財産は、正確には1,605,33円であると認定すべきである。

ウ そして、母の相続財産を取得するための費用について、その実際の必要額を認定し、控除することが認められているものと解されるところ(上記1・(3)・ア・(4))、本件においては、相続手続用戸籍謄本の取得費用(計3,690円)、相続手続用戸籍謄本の郵送費用(計328円)に加えて、請求

人が母の預金を母の預金口座から自身の預金口座に振り替えた際の振込手数料(864円)の合計額である4,882円が上記相続財産から控除すべき額となる。

エ そうすると、請求人の資力として認定すべき相続財産額は、 母の預金額1,605,333円と本件合算療養費12,2 14円との合計額から、相続財産の取得費用計4,882円 を減じて得られた1,612,665円となる。

(2) 請求人が受給する障害年金

ア 請求人は、障害年金として、平成27年4月分以降は、改定後年金額(月額91,791円)を受給していたことが認められるところ、処分庁は、請求人の精神科病院入院期間中、請求人には行動制限が課され、収入を自由に活用できないことを理由として、同年6月1日付けの保護決定から平成28年2月1日付けの保護決定の前まで、それぞれ収入認定をしていなかった。この点、法63条の規定の趣旨は上述のとおりであり、同条の「急迫の場合等」も、緊急性のある場合に限定されないと解されていること(1・(2))から、上記の請求人に対する保護費の算定に当たり収入認定されなかった各改定後年金額は、いずれも法63条の資力に該当するものというべきである。

また、本件において、処分庁が、平成27年6月期に支給されたその前月までの2か月分の改定後年金額(同年4月分及び5月分に相当)を、それぞれ同年4月1日発生の資力及び5月1日発生の資力として認定し、以後同様に取り扱っているところ、こうした取扱いが法令等の定めに則ったものであることは、上記1・(3)・イ・(4)に示したとおりである。

イ そうすると、請求人の平成27年4月から同年11月まで の各月1日に発生した各改定後年金額(各91,791円) を、処分庁が本件処分においてそれぞれ資力として認定した ことは、法令等の定めに則った適正なものであるといえる。

- ウ 以上から、請求人の資力として認定すべき障害年金の額は、 平成27年4月分から11月分までの分計734,328円 となる。
- (3) 以上から、本件対象期間において請求人の資力として認定すべき額は、上記(1)・エ及び(2)・ウの合計額2,346,993円となる。この額は、本件対象期間中の請求人に対する支給済保護費(生活扶助費、住宅扶助費の他、医療扶助費を含む。)の合計額(5,863,253円)よりも少なかったことから、請求人の資力として認定すべき額(2,346,993円)に相当する保護費の額を法63条の規定に基づく返還対象額とし、そこから自立更生免除額(546,055円)を控除して得た1,800,938円の限度で、処分庁が、本件処分において、法63条の規定に基づく返還決定金額としたことに違法・不当な点はなく、また、違算も認められない。
- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。しかしながら、本件処分に違法・不当な点があるといえないことは、上記2・(3)において示したとおりであり、請求人の主張には理由がないことから、これを採り上げることはできない。

これに対し、請求人は、まず、本件決定額は請求人が受給した 保護費を上回っていると主張する。しかしながら、請求人に対し て支給された保護費には、現金支給される生活扶助及び住宅扶助 に係るもののほか、現物給付された医療扶助に係る保護費も含ま れるものである(1・(2))。そして、請求人のように、法に基づ く保護を受けている世帯に属する者(保護を停止されている者を 除く。)は、国民健康保険法6条9号の規定により、国民健康保 険による被保険者としないとされていることから、法63条によ る返還対象となる保護費を算定する際、本件対象期間中に医療扶助に係るものとして支出された保護費については、その全額が返還対象となるものである。

また、請求人は、処分庁が本件決定額の算定に当たり事後的に障害年金を収入認定したが、当該認定に係る不備は処分庁の落ち度によるものであるとも主張する。しかしながら、法63条の趣旨は、被保護者(本件においては請求人)の得た資力と既に支給した保護金品との調整を図ろうとすることにあり(1・(2))、収入認定に関する認定時点の遅れがあったとしても、そのことは上記結論を左右するものとはなりえない。

さらに、請求人は、相続財産と障害年金を返還するいわれはないと主張する。しかしながら、生活保護の補足性の原則(1・(1))にも示されているように、被保護者の最低生活を賄うための費用として、まず、被保護者の保有する資力を活用することが求められるものである。そして、法63条に基づく返還金額決定処分とは、「急迫の場合等」のため、被保護者が保有資力を活用できないので、最低生活を賄うことができないことから、処分庁が支給した保護費について、被保護者が自らの資力を活用できる状態になったことにより、処分庁が、支給済み保護費に相当する額を被保護者に対して返還するよう求めるものである。すなわち、本件処分によって、処分庁が請求人に対して請求するものは、請求人に対する支給済み保護費であり、請求人が主張するような相続財産や障害年金の資力そのものではないのである。

以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がないから、これを採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。 以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)